

新型コロナウイルス感染症対策
役場庁舎会議室・町コミュニティセンター使用ガイドライン

令和2年5月25日

総務課長

1 使用対象者

町職員等を除く方が、次の施設を利用するときに適用します

2 対象施設

施設区分	内容
役場庁舎等	本庁舎会議室等 防災センター会議室等
町有施設	町コミュニティセンター

3 利用時の約束

基本 = 『全員マスクを着用』 + 『最低1mは対人距離を確保』

(利用を控えていただく方)

- ① 利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- ② 発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

(活動や行動を避ける内容)

- ① 会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動
- ② 利用者相互が接触するような行為（運動・練習方法など）

(利用者の義務)

- ① 利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- ② 利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- ③ 組織・団体の代表者は『不特定多数の方』が利用する場合は、「利用者名簿」を作成し、管理者に求められた場合は提出すること
- ④ トイレを利用する場合は、便座の蓋を閉めてながすこと

(管理者の義務)

- ① 利用者の感染リスクを軽減する措置（消毒液の用意など）をとること

